**平成２２年（フ）第１３８９号**
仙台市宮城野区福室４丁目16番36号
債務者　泉田　八男
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　芳人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第８３号**
仙台市泉区南光台東２丁目19番16号　レオパレス南光台東205
債務者　日下しのぶ
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　芳人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月16日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第１９６号**
仙台市太白区三神峯２丁目２番28号　ゴールデンハイツ岩谷Ｅ棟207、申立時の住所仙台市太白区砂押南町４番17号
債務者　浅野　文江
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　芳人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月16日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第３７３号**
仙台市青葉区中山台２丁目27番地　ＹＳＫコーポ中山台514
債務者　武田真寿美
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畠山　裕太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第６５号**
宮城県栗原市築館字留場桜町60番地１　デーア・マーベラスＡ棟102号、従前の住所宮城県栗原市一迫北沢山崎32番地
債務者　阿部　真樹
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２３年（フ）第５７号**
埼玉県朝霞市本町１丁目32番８号　レスポワール栗原306
債務者　須賀　康弘
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柿沼　佑一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月25日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第６８６号**
埼玉県鴻巣市明用441番地
債務者　平賀　繁義
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　径一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月25日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２００号**
和歌山市六十谷1342番地の184
債務者　華活こと　楠橋　常見
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　智仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２３年（フ）第２０号**
秋田県湯沢市稲庭町字南ケ沢７番地１
債務者　佐藤美香子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
秋田地方裁判所横手支部

**平成２３年（フ）第７５号**
山形市馬見ヶ崎３丁目１番32号　リヴェール104号
債務者　武田　勝則
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時25分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第５７号**
岐阜県大垣市上面１丁目60番地３
債務者　山本　卓麻
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２３年（フ）第６１号**
岐阜県養老郡養老町三神町480番地21　前田住宅218―２
債務者　林　　幸憲
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２３年（フ）第７４号**
岐阜県大垣市浅草１丁目679番地
債務者　松田　圭子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２３年（フ）第２１９号**
静岡県浜松市浜北区貴布祢535番地の７Ｍ・ウィル301号
債務者　松本　利道
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２１年（フ）第４７５号**
山梨県南都留郡富士河口湖町船津3908番地１
破産者　井出　　弘
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第４１４号**
愛知県犬山市上野新町377番地　レオパレススカイルーム102
破産者　土嶋　幹也
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部